

名古屋北 法人会だより

No.

132

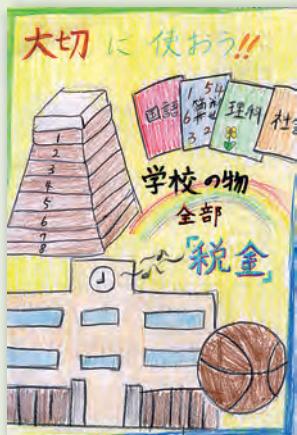
2015年 5月

[題字] 名古屋北税務署長 島田哲吉



ぜい 税に関する え 絵はがきコンクール

名古屋北税務署長賞



名古屋北法人会会长賞



名古屋北法人会女性部会長賞



名古屋北法人会青年部会長賞



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.132

税務相談窓口	1
愛知県広報	7
名古屋市広報	8
税理士会	9
青年部会	11
女性部会	13
市内9法人会合同講演会 「どうなっているの？近年の異常気象！」 ～集中豪雨・竜巻・大雪～ 俳優・気象予報士 石原良純 氏	15
法人会事業	17
支部報告・新会員紹介	18

今回の表紙



白沢渓谷

白沢渓谷は公園と河川を一体的に整備した人工の渓谷。都會に残された貴重な川の流れと豊かな緑があふれ、自然が織りなす四季の魅力を満喫できる。

落差5mの滝に市内唯一の木製の吊り橋が架かる渓谷。隣接する城土講演には約150本の桜が植えられ、例年桜まつりが開催されています。平成9年度名古屋市都市景観賞受賞。

(名古屋市守山区役所まちづくり推進室 提供)

税務相談窓口

法定調書提出義務者・源泉徴収
義務者となる事業者のための

社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



マイナンバー

2 個人番号及び法人番号について

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳しい内容については、4ページをご覧ください。

3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

本人確認を行うときに使用する書類の例

- 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



このパンフレットの内容は、平成26年11月末現在の法令に基づいて作成しています。

法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

(3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

2 社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書						
支払を受ける者	住所(都道府県又は所在町)	東京都千代田区霞が関〇丁目×番地△号				
	氏名又は称	国税 太郎	個人番号又は法人番号	987654321098		
区分	細目	支払金額	源泉徴収額			
外交員報酬		内 2400000	外 98016			
(摘要)						
支払者	住所(都道府県又は所在町)	東京都千代田区大手町〇丁目△番地□号				
	氏名又は称	国税商事株式会社	個人番号又は法人番号	1234567890123		
整理欄		①	②			

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 左図は平成26年12月現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

3 社会保障・税番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。（例：特定口座年間取引報告書）

4 法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、国税庁ホームページにて順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されています。

詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

(1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るために、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることがなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

法人番号について

1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

なお、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

また、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません（個人事業者の方には、法人番号は指定されません。）。

2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

（注）設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

3 法人番号の公表

法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）**0570-20-0178**
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）



国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新していくので、お知らせコーナーをご覧ください。



イータ君

納税証明書の請求は

e-Taxを使った

オンライン請求が とっても便利です!!

インターネットに接続されたパソコンがあれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。

納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダライタが不要です。



パソコンで納税証明書請求データを作成し、オンラインで請求します。

※電子署名及び電子証明書の送信が不要!!

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

メリット1

手数料が安価です。 窓口での待ち時間が短縮できます。

1税目 1年度 1枚 370円(通常400円)

メリット2

詳しい手続は裏面をご覧ください。

オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。（代理人による受取には委任状が必要となります。）



1 自宅等のパソコンで納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）のe-Taxソフト（WEB版）から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。
(注)e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリックしてください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人（代理人）であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類をご提示ください。
(代理人は加えて委任状をご提出ください。)
なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または 電子ファイルで 受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

- (注) 電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。
(注) インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料（郵送の場合は手数料+郵送料）を電子納付する必要があります。
- ①郵送で書面受取（別途郵送料がかかります。）
 - ②e-Taxで電子納税証明書（電子ファイル）をダウンロード（ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。）
- (注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手順、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

愛知県税だより

自動車税の納税をお忘れなく

◇6月1日（月）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬に名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

なお、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます（利用者には決済手数料がかかります。）。

また、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性がありますので、依頼先にご確認ください。

転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

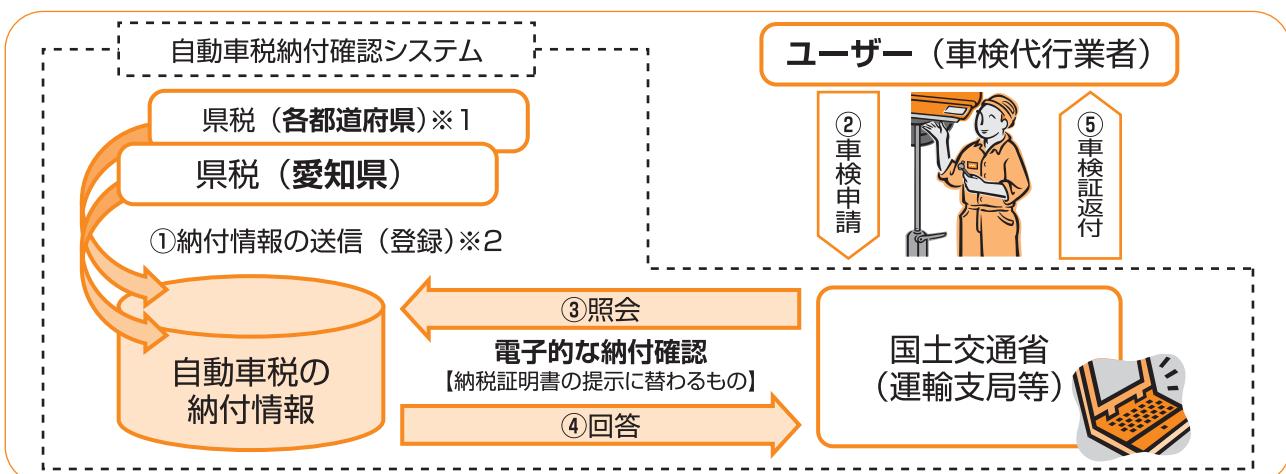
○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課Webサイト (<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>) をご覧ください。

平成27年4月1日から車検時における自動車税の納付確認が電子化されています

自動車の継続検査や構造等変更検査時（以下、併せて「車検」という。）における自動車税の納付確認は、納税証明書を国土交通省（運輸支局等）に提示する方法により行っていましたが、平成27年4月1日からは、各都道府県（税事務所）と国土交通省（運輸支局等）との間で、電子的に行ってていますので、車検時における国土交通省（運輸支局等）への納税証明書の提示を原則省略することができるようになっています。



※1 以下の府県においては、平成27年4月以降も当分の間、納付確認の電子化に対応することができません。そのため、賦課期日（4月1日）時点に使用の本拠の位置が、以下の府県にあった自動車について車検を受ける場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要となります。
電子的な納付確認の対応時期及び納税証明書の交付などについては、各府県（税事務所）へお問い合わせください。

富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

※2 愛知県ナンバーの自動車（賦課期日（4月1日）時点又は新規登録時に使用の本拠の位置が愛知県内の自動車など）について、納付情報を毎日送信します。

また、年度の途中で他都道府県から愛知県に転入された自動車については、転入元の都道府県から納付情報が送信されます。

なお、金融機関等で自動車税を納付した場合、当該納付情報が反映されるまでに5~7日程度かかります。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 徴収課 初動第一グループ 納税証明書交付担当
電話 052-531-6303（ダイヤルイン）

名古屋市税だより

●6月1日(月)は軽自動車税の納期限です。

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市町村で課税されます。4月2日以降に譲渡・廃車などしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徵収課軽自動車税係へお願いします。

※原動機付自転車・小型特殊自動車を取得・廃車された場合の申告については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

金山市税事務所 徵収課 軽自動車税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル） 電話 324-9803

●法人市民税（法人税割）の税率引下げのお知らせ

平成26年度税制改正において、地方公共団体間の財政力格差の縮小を図るため、法人市民税で2.6%、法人県民税で1.8%、法人税割の税率が引き下げられるとともに、当該引下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設されることになりました。なお、均等割の税率に変更はありません。

※名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）もご覧ください。

○名古屋市で適用する税率

名古屋市では、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人市民税について、5%減税を実施していることから、申告の際に適用する税率は、下表のとおりです。

法 人 の 区 分	申告の際に適用すべき税率	
	平成26年10月1日以後 に開始する事業年度分	平成26年9月30日以前 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの 11.495%	13.965%
③資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。）	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの 9.215%	11.685%
④人格のない社団等		

○予定申告の経過措置について

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度分（1事業年度分のみ）の予定申告の法人税割額については、以下のとおり経過措置が設けられていますので、法人税割額の計算にあたってはご注意ください。

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 4.7 \div \text{前事業年度の月数}$$

栄市税事務所 市民税課 法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階） 電話 959-3305

新しい『事業承継税制』の概要

名古屋税理士会名古屋北支部 田中亮太

中小企業の経営者から、その後継者が自社の株式を承継するとき、株式についての相続税・贈与税が軽減される制度=『事業承継税制』（非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例）が拡充されました。

新しい『事業承継税制』は、原則として平成27年1月1日以降に相続、贈与、遺贈などにより取得する非上場株式等についての相続税及び贈与税に適用されます。

【改正への経緯】

日本経済を支える中小企業の事業承継には、「事業の将来性」「経営者の高齢化と後継者不足」「相続人の間の遺産分割問題」「相続税の負担」など様々な課題があり、その対策としての施策が講じられてきましたが、平成20年に『中小企業経営円滑化法』（経済産業省）が成立し、これを受け平成21年度税制改正で『事業承継税制』が創設されました。

この『事業承継税制』は、中小企業者の関心と期待を集めましたが、制度の適用を受けるための条件が厳しく、手続きも煩雑であったため利用件数は伸び悩み、見直しが求められていました。より一層の利用促進を図ることを目的に、平成25年度税制改正において適用要件の緩和、手続きの簡素化などの見直しが行われ、新しい『事業承継税制』が成立し、平成27年1月1日施行されたものです。

【制度の概要】

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

- * 後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。
- * 認事業継続期間（認定の有効期間）は相続税申告期限（死亡から10ヶ月）から5年。『事業承継税制』の適用を受けるためには、この間は事業の継続が必要です。
- * 後継者が前記5年を超えて株式を継続保有し、事業を継続すれば後継者死亡（または会社倒産など）時点で、納税が免除されます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

- * 後継者（受贈者）が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者（贈与者）から全部または一定数以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者（受贈者）が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が100%猶予されます。
- * 先代経営者（贈与者）が死亡したときには、納税猶予分の贈与税が免除されます。
なお、贈与税の納税猶予の適用を受けた株式は、相続または遺贈により取得したものとみなし、他の相続財産と合算して相続税を計算することになりますが、一定の要件を満たせば「相続税の納税猶予」等の適用を受けることができます。

【主な改正事項】

① 事前確認の廃止

経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の確認」制度は廃止。平成25年4月以後受ける認定から、事前確認を受けていなくとも制度利用が可能となり、手続きの負担が軽減されました。

② 後継者の要件として、親族外承継も対象

後継の要件として、現経営者の「親族に限る」とする要件は廃止。後継者の選択肢が増えることにより、より多くの企業が利用し易くなりました。

③ 雇用8割維持要件の緩和

納税猶予の確定事由「贈与または相続時の雇用8割を5年間毎年確保」について、景気変動等の配慮から、「5年間平均で8割維持」に緩和されました。

④ 利子税負担の軽減

要件を満たせず納税猶予打ち切りの場合は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要でしたが、承継期間が5年を超えた場合「5年間の利子税が免除」されることになりました。

⑤ 納税免除要件の拡大

事業承継期間5年後以降は、後継者の死亡または会社倒産により納税免除とされていましたが、改正により民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の場合も、納税猶予額を再計算し一部免除されることになりました。

⑥ 役員退任要件の緩和（贈与税のみ）

先代経営者（贈与者）は、贈与時に役員を退任する必要がありました。改正により「代表者退任」に緩和され、引き続き有給役員として留まることができます。

⑦ 債務控除方式の変更（相続税のみ）

納税猶予税額の計算において、先代経営者（被相続人）の課税価格から債務・葬式費用を控除すると猶予税額が少なく算出されていましたが、改正により先代経営者の「債務・葬式費用を株式以外の相続財産から先に控除することとなり、債務の相続があっても株式の納税猶予額に影響が無くなりました。

【まとめ】

中小企業経営者の高齢化が進み、円滑な事業承継は逼迫した課題です。『事業承継税制』は改正により利用し易くなりましたが、5年間の事業継続をはじめ要件を伴う制度です。

即時免税ではないことに留意し、事業計画や企業実態と照らし合わせながら検討してみてください。



青年部会

活動レポート

研修会

12. 12 青年部会税務研修会

テーマ 「時事放談?」

講 師 名古屋北税務署 筆頭副署長 都築 満 殿

◇ 研修会終了後懇親会を開催致しました。



1. 19 新春名古屋北税務署長を囲む会（女性部会と共に）

第一部 「新春税務署長を囲む会」

名古屋北税務署 島田署長の新春放談と質疑応答

第二部 新春マジックショー マジシャン龍之介 氏



1. 30 経営研修会・新春懇親会

テーマ 「視点を変える！ マジックと経営」

講 師 イリュージョンマジシャン MASAKI 氏

2. 4 第3回名古屋市内法人会青年部会合同事業 名古屋国際ホテル

◇ 名古屋市の法人会青年部会員約150名が集まりました。今回1部2部という構成で「我が法人会が自慢できる活動」・「法人会青年部会の未来地図」と題してプレゼンテーション大会が開催されました。飽きさせないプレゼン内容で、時折笑い声や「ほー」という感嘆の声が出席者から出ておりました。2部は名古屋北法人会が幹事となり、大懇親会を開催。名古屋北ではもうお馴染み!?のイリュージョンマジシャンMASAKI氏を迎えてのマジックショーで会場のボルテージは最高潮に上がりました。

来年度は名古屋北が主幹事となり、名古屋の法人会青年部会員の中心となって活動してまいります。

5月より準備委員会が立ち上げる予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしております!



その他

12. 12 第24回青年部会情報交換会 法人会研修室

1. 22 第25回青年部会情報交換会 ワインビストロHamasyo栄店

2. 23 第26・27回青年部会情報交換会 ダイニングバー CNICORN

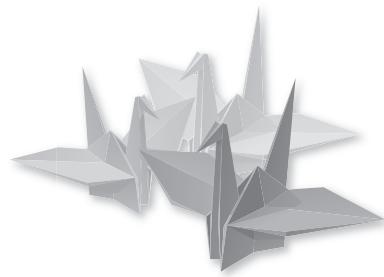
3. 24 第28回青年部会情報交換会 焼肉コギチャン

◇ 毎月食事をしながら「税についてフリーディスカッション」を行っています。部会員の知人も参加可能でお誘い頂き多数ご参加下さい。

役員会

12. 16

青年部会役員会からの お知らせ



いつも青年部会の活動にご理解を頂きありがとうございます。今回は名古屋法人会という活動について、お知らせいたします。

名古屋法人会とは

名古屋市内にある、9つの青年部会（名古屋東・名古屋西・千種・熱田・中川・名古屋中村・名古屋中・昭和）が一堂に集まり、企画立案し事業を行う一大プロジェクトです。

歴史

平成18年に発足、当時は、{名古屋東・名古屋西・千種・熱田・名古屋北} の5つの会で始まりました。平成19年に第1回名古屋法人会を開催、第1回は講演会形式で「NPO法人 KEEP ON RACING 代表 太田哲也氏」をお迎えして、困難に立ち向かわってきた人生についての講演頂きました。その後は毎年1回、幹事を持ち回りにしながらイベントを開催。平成23年度より中川法人会・名古屋中村法人会が加入、平成25年度より名古屋中法人会・昭和法人会が加入、9つの全ての法人会青年部会が参加する名古屋法人会となりました。

実績

イベントの内容は幹事になる、青年部会の個性を活かしてバラエティーに富んでます。

例：大人税金クイズ大会・各青年部会の大PR大会・東日本大震災から学ぶ～復興支援の在り方と震災への備え～等



大人税金クイズ大会



各青年部会の大PR大会



東日本大震災から学ぶ～復興支援の在り方と震災への備え～

名古屋北法人会は来年度の幹事となり、準備会議を7月から開催いたします。

詳しい情報は、月1で開催しております（情報交換会）にご出席いただくか事務局までお問い合わせ下さい。

皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

女性部会

活動レポート

研修会

1. 19 新春名古屋北税務署長を囲む会（青年部会と共に）

第一部 「新春税務署長を囲む会」

名古屋北税務署 島田署長の新春放談と
質疑応答

第二部 新春マジックショー マジシャン龍之介 氏

◇ 資産課税部門に詳しい島田署長の相続に関する話に、メモを取りながら真剣に聞き入りました。第2部ではトランプ・コイン・・などテーブルマジックもまじかで観賞できた懇談会でした。今回は他法人会女性部会員並びに一般の方も参加されました。



2. 5 税務研修会

テーマ 「知っておきたい 会社の税金！
社長・役員の税金！」

講 師 名古屋北税務署
法人課税第一部門 河村統括官 殿

◇ 多くの方が参加されました。次回は是非ご参加下さい。



役員会

1. 19

2. 5

2. 19

3. 3

税に関する絵はがきコンクール

2. 22 応募作品の審査 1月15日 法人会研修室

表彰式 2月22日 10：30～ 法人会研修室

応募作品 113作品

*今回も優れた応募作品が多数届きました。イベントデザイナー落合智樹氏を交えて審査を行い特に優れた10作品を選抜し、受賞作品を決定しました。受賞作品並びに応募作品の一部が名古屋北税務署と北区守山区内の金融機関、商業施設に展示されています。



第4回

ぜい 税に関する え 絵はがきコンクール

受賞者表彰式

「税に関する絵はがきコンクール」について

去る2月22日、平成26年度「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が、名古屋北法人会研修室にて行われました。児童の皆さんには、少々緊張の面持ちでしたが、胸を張ってしっかりと賞状を受け取る姿はとても立派でした。

表彰式の後は、税金に関するゲームをしました。税金の種類が書かれたカードでの神経衰弱では、税金の種類の多さに驚きながらも、大いに盛り上りました。また、日本や外国の変った税金などのお話しも、児童の皆さんにとっても興味深く聞いていただき、和やかな雰囲気の中、会が終了しました。

今年度も多くのお子さまに、絵はがきコンクールにご応募いただきました。ご協力賜わりました関係各位の皆さんに、北法人会女性部一同心より感謝申し上げます。とても難しいテーマですが、子どもさんの目線で一生懸命考えて書いて下さった力作揃いの作品を前に、私たちは毎年胸が熱くなります。今後も女性部会の小学生への租税教育活動としての「絵はがきコンクール」の輪が、益々広がりますよう工夫して参りたいと思います。

今後とも、どうぞご理解とご協力の程お願い致します。



(松井恵美子)

市内9法人会合同講演会

「どうなっているの? 近年の異常気象!」

～集中豪雨・竜巻・大雪～

講師／俳優・気象予報士
石原良純 氏

日時／平成27年2月4日（月）

会場／日本特殊陶業市民会館

プロフィール

1962年 神奈川県生まれ 慶應義塾大学経済学部卒業
1984年 松竹富士映画「凶弾」でデビュー
その後、舞台、映画、テレビドラマなどに多数出演。一方では気象に興味をもち、気象予報士試験に挑戦する。
1997年 気象予報士に合格
2001年 「FNNスーパーニュース」にお天気キャスターとして登場、お茶の間の人気者になる。
現在は、官公庁・地方自体・電力会社等の環境講演会、シンポジウム他でも活躍中。

著 書：「石原家の人びと」
「石原良純のこんなに楽しい記法予報士」

動かない島の上の雲

僕が生まれ育った神奈川県逗子市は、海辺の町、うちの親父と叔父の裕次郎が暮らした町です。僕の子供の頃は、海辺の砂浜、そして、広い空と一緒に毎日でした。

また、父は、年に1度、夏休みにヨットに乗せてくれました。初めて乗ったときのことが痛烈に印象に残っています。油壺のヨットハーバーから伊豆諸島の大島、利島、新島へと北から南に下っていくのですが、利島の上にひとつだけ雲が。子どもの僕は、島の上の雲は南風に乗って油壺のほうに動いていくだろうと想像して雲を見ていました。しかし、風が動いているのに雲は動きません。そして、突然風向きが変わり、ヨットが反対側に傾きました。そんなとき「不思議だなあ、なぜ、そこに雲があるのだろう」、「なぜ、いま急に風向きが変わったのだろう」と考えました。

お天気博士の森田正光さんとテレビ番組で一緒にいたときに、その不思議だと思った経験を話したら、「勉



強して気象予報士になつたら、その謎が科学として解説されますよ」と。そして、紹介されたのが『一般気象学』という本でした。

驚きました。気象学は空を見上げる学問だと思っておりましたが、第一章は『太陽系の地球』、太陽があり、地球上に空気と水があるから気象現象が起こる、と知りました。

四季折々変わる空の色

1996年に気象予報士に。ウェザーキャスターをするつもりはありませんでしたが、プロデューサーから「石原さんは空の話をされるとき、とても楽しそう。空の楽しさを観ている人に伝えてもらえないか」と言われ、それならとお引き受けました。

僕は、空の楽しさを伝えるには、美しい日本の空を実際に見てもらおうと考えた。

普段は空を見ない人も桜を話題にすると、桜並木を見上げついでに空も見てもらえる。1月下旬、桜の開花予想が発表されますが、2月「まだ咲くわけないな」と言いながら桜の木を見上げ自然と冬の青空を見る。3月桜のシーズン、柔らかい感じの青空になっていると気づくかも知れない。5月、やっと稚内の桜が咲き、家の近くの桜も葉が出てきたなと思って空を見上げ、空気が暖かくなると空の色も変わるものだと気づいてくれる。僕は、楽しいことを通じて空を見上げてもらう機会をつくることをやっていこう、と思ったのです。

人任せにしないで自分の町を知ろう!

空の楽しさの裏返しが怖さ。それを実感したのは2011年9月です。台風12号が潮岬をかすめるようにやってきました。紀伊半島で豪雨、新宮辺りで大水害、「土砂ダム」と報道されました。その後すぐに、台風



15号。全国的に強風が吹き、都会の真ん中である渋谷の道玄坂でも大きな並木が倒れました。風の怖さを思い知った年でした。

近年の異常気象のキーワードとして出てくるのが地球温暖化です。日本の自然は非常に極細やかですから、データを見るまでもなく、みなさんも、日頃の生活の中で、自分の子どもの頃とは何かが変わってきているな、と思いませんか。

衝撃的だったのは、2007年8月16日、岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市で74年振りに日本最高気温の記録が40.9度に更新されました。多治見市の最高気温は、名古屋のヒートアイランド現象の影響もあるのではないか、人間の経済活動が気候変動に影響しての記録ではないかと思います。

4R運動（リサイクル：再生利用、リユース：再利用、リデュース：減量、リフューズ：断る）が盛んですが、次に考えるのは需要（エネルギー・水・食料）を大事に使うことと供給です。原子力発電は賛否両論ありますが、僕は、自分たちの生活を守るために人任せにしないで、なにが起こっているのかに興味を持ち、科学する気持ちを持つのが次のエコロジーだと思っています。

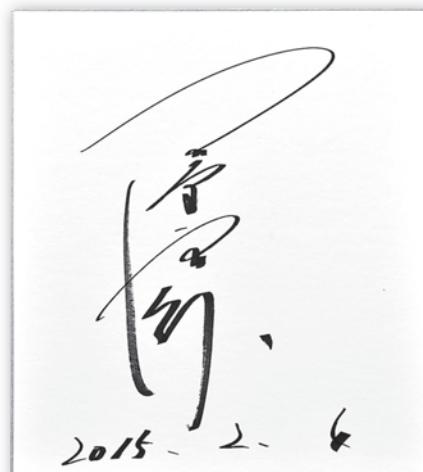
みな一人ひとりが「科学する心」を。

これからさらにシビアな気象現象が増えると予想されています。防災情報に携わっている者として、どのように情報を伝えていくか思い悩みますが、阪神大震

災のときのデータでは、7割の人が自分で自分の身を守ったそうです。まずは、自分の町のこと（成り立ちとか土壤）を知るとか、情報だけではなく、自分の目で確かめることが重要だと思います。

情報化社会です。情報は人の暮らしを豊かにしてくれますが、反面溢れる情報でストレスになったり、目のことだけに目がいってしまいがちです。そうしたときに自然に抱かれている自分を見いだせば、癒しになると思います。皆様も一日に一度は空を見上げてください。

ぜひ、みなさん「空を見よう」



※この記事は平成27年2月4日（月）の講演を要約したものです。
(文責) 公益社団法人 名古屋北法人会

法人会事業

北法人会の行事

平成26年12月1日～平成27年3月31日

税務教室

12. 4 税務教室（第4回）

「これぞ税務調査対策！」

～税務コンプライアンスと自主点検チェックシートの活用～

名古屋税理士会 名古屋北支部税理士 寺岡伸浩 氏



2. 10 税務教室（最終回／第5回）

「只今 出向中！」～名古屋局と広島局の違い～

名古屋北税務署副署長 西川 進 殿



講演会

12. 8 税制講演会（県連主催）

演題 「アベノミクスと税制改正：法人課税を中心に」

講師 一橋大学国際・公共政策大学院院長

一橋大学大学院経済学研究科教授 佐藤主光 氏

2. 4 市内合同講演会

演題 「どうなってるの？近年の異常気象！」

～集中豪雨・竜巻・大雪～

講師 俳優・気象予報士 石原良純 氏



2. 18 第31回調査部所管法人経営者講演会

演題 「我が国の財政の現状」

講師 名古屋国税局長 富永哲夫 氏

その他

2. 17 決算期別説明会

名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



役員会

12. 10 運営会議

12. 10 本部理事会

12. 17 厚生委員・支部長・厚生制度推進協議会

1. 28 運営会議

1. 28 本部理事会

2. 18 広報委員会

2. 20 事業委員会

3. 5 運営会議

3. 5 本部理事会

3. 25 税制委員会

支部報告

活動レポート

役員会

12. 11	みどり支部	2. 26	杉村・大杉・清水代表役員会
1. 22	楠東・楠西支部合同	3. 2	小幡支部
2. 13	北陵支部	3. 4	金城支部
2. 16	みどり支部	3. 4	西支部
2. 17	守山北支部	3. 4	金城・西支部合同
2. 18	杉村支部	3. 5	守山7支部長会議
2. 25	瀬古支部	3. 11	大森支部

新会員紹介

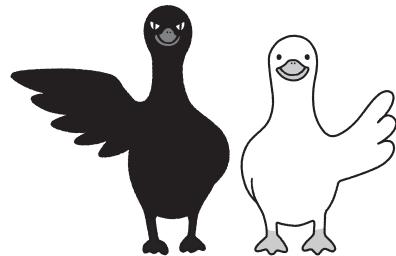
平成26年12月1日～平成27年3月31日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓迎者
上飯田	(有)水野電気工事 北区上飯田北町1丁目49	水野達彦 916-2725	電気通信工事	まさき電設(株)
杉 村	(株)サンエイ産業 北区杉村1丁目12-14	木村吉伸 919-7788	シール・ラベル等販売	木村紙商事(株)
金 城	(株)ぜん 北区元志賀町2丁目12	後藤圭治 981-9393	福祉事業	草川工業(株)
西	(株)福井工ステート 北区光音寺町3丁目57	福井鍵三 981-0355	不動産管理	草川工業(株)(金城)
北 陵	(株)プライマル 北区黒川本通5丁目12-1 アトラスビル4F B号室	水野孝之介 918-7800	人材派遣	
楠 東	(株)KEEP - HEAT 北区楠味鏡1丁目1029	川島厚志 902-4783	熱絶縁工事業(断熱工事)	瀬戸信用川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
"	(株)塗良屋 北区楠味鏡3丁目3202	上野真也 982-6540	塗装工事・防水工事・シーリング工事・その他全般	
瀬 古	チエリーノートホームズ(同) 守山区幸心2丁目271-1	川地美保 793-1256	建築業・ピアノ教室	
小 幡	(株)アラック 守山区小幡1丁目2-5	植松政一 795-3380	空調設備工事	瀬戸信用金庫苗代支店 (株)武市ウインド名古屋
"	(株)ラグジュオール 守山区小幡1丁目19-14	藤井 静 791-9888	輸出業	
守山北	DRP(株) 守山区西川原町24	船津隼人 793-7563	通信販売	(株)ナカシロ
"	(株)繁昌 守山区西川原町107	吉岡嘉平治 768-7031	厨房機器卸売業・飲食事業	(株)ナカシロ (株)長瀬電気工業(北陵)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成25年版イシュー・アラウス生命保険統計書



がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院		日帰り入院から 入院5日目まで	一律5日分	2.5万円	一生涯保障
手術		入院6日目以降 1日につき		5,000円	
重大手術		がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき		20万円	
手術		入院中の手術 1回につき	5万円	2.5万円	
放射線治療		外来による手術 1回につき		2.5万円	
入院前後の 通院		入院しなくとも 1回につき		5万円	
入院前も、退院後も		1日につき		3,000円	

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2014年9月22日現在



女性の方には〈ちゃんと応える医療保険レディースEVER〉もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい
総合先進医療特約

3年ごとに
3万円の
お祝い金
生存祝金特約

一法人会一
生存祝金特約

●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や〈総合先進医療特約〉〈生存祝金特約〉〈診断給付金複数回支払特約〉の中途付加はできません。●退職（脱退）後は個別料率の保険料に変更となります。●商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

（引受保険会社）



アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

●契約年齢●

0歳～
満85歳
まで



新登場!!

新 生きるための
がん保険 Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身（抗がん剤治療給付金）は10年更新

診 断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円	生涯保障 10年更新
入 院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円	5,000円	
通 院	三大治療のための通院は日数無制限 通院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円		
手 術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円		
放 射 線	60日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円		
抗がん剤	治療を受けた月ごと 入院しなくとも	5万円	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法のとき	2.5万円	
▼上皮内新生物は保障の対象外 更新後の保険期間を含め通常300万円まで					

※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

※がん専門相談サービス（プレミアサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身（抗がん剤治療給付金）は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

*（抗がん剤治療給付金）は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2014年9月22日現在

女性の方には〈生きるためのがん保険レディースDays〉もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの
先進医療に
備えたい
がん先進医療特約

がん再発の
リスクに
備えたい
がん再発の
リスクに
備えたい
診断給付金
複数回支払特約

NEW

愛知総合支社

愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F

法人会フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2014-0032-1502029 8月28日



通常総会、 記念講演会の お知らせ

日時／平成27年6月10日(水)

場所／名古屋市北文化小劇場

通常総会 13時30分

記念講演会 14時30分～16時00分

「第3次安倍政権の課題と展望」

政治評論家・拓殖大学客員教授 加藤 清隆 氏

讀賣テレビ「そこまで言って委員会」のレギュラーとして活躍中。中京テレビ「NEWSリアルタイム」・「ローカルパート」の共に月曜日のコメンテーターとしても活躍中。
著書：『女性宰相待望論—時代が登場をうながす』（自由社）

* 記念講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（参加費無料）
* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.132

平成27年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





「税に関する絵はがきコンクール」応募作品